**遺伝学的検査委託契約書**

　　○○○○ (以下甲という)と公益財団法人かずさＤＮＡ研究所（以下乙という）は、下記の通りヒト遺伝学的検査委託契約を締結する。

第１条（委託）

　甲は乙に以下の約定により、別に定めるヒト遺伝学的検査を委託し、乙はこれを受託する。

第２条（指針の遵守）

　１．甲及び乙は、遺伝医学関連10学会により策定された「遺伝学的検査に関するガイドライン」（平成15年8月）、日本医学会により策定された「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（平成23年2月）及び厚生労働省により策定された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年5月）を遵守する。

　２．甲は、個人情報ガイダンスを遵守するため、匿名化された状態で乙に検体を交付するものとする。

 ３. 検査ガイドライン「II ３」における 「遺伝学的検査を実施する場合には、事前に担当医師が被検者から当該遺伝学的検査に関するインフォームド・コンセントを得なければならない」との記載に基づくインフォームド・コンセント取得の確認について、甲がその責任において、乙によるヒト遺伝学的検査の実施前に、各被検者から検査ガイドライン記載の各項目に照らしても必要かつ十分なインフォームド・コンセントが担当医師により取得されていることを確認するものとし、乙は何らの責任を負わないものとする。

　４． 検査ガイドライン「III 遺伝学的検査の結果の開示」に基づく適切な開示・説明及び「IV 遺伝学的検査と遺伝カウンセリング」に記載された適切な遺伝カウンセリングの実施の確認については、甲がその責任において、検査ガイドライン記載の各項目に照らしても必要かつ十分な、イ）担当医師による開示・説明、及び　ロ）遺伝カウンセリング担当者による遺伝カウンセリングの実施がなされていることを確認するものとし、乙は何らその責任を負わないものとする。

第３条（定義）

 本契約が対象とするヒト遺伝学的検査は、前条の指針で定義する検査（以下「本検査」という）をさす。

第４条（本検査の委託者）

乙は、本検査の有する倫理的・法的・社会的特性に鑑み、第２条に定める指針を尊重する甲より、本検査を受託する。

第５条（本検査の実施）

1. 本契約は、乙が別紙検査項目に定める検査のうち、別に定める依頼様式により甲が乙へ依頼した検査を乙が行い、その結果を所定の様式により報告する。

なお、別紙検査項目にない検査については、甲乙協議の上、依頼することができるものとする。

　２．甲への送付先、及び乙への送付先については、以下のとおりとする。ただし、別に定める依頼様式の記載と異なる場合は、当該依頼様式の記載を優先する。

　　　　甲への送付先：　○○○○○○

　　　　乙への送付先：　公益財団法人かずさＤＮＡ研究所　遺伝子検査室　千葉県木更津市かずさ鎌足２－５－２３

第６条（依頼の要領）

１．甲は、乙より検査受託の了解を得た後、検査の依頼項目、検査材料、数量等必要事項を別に定める依頼様式に記入し、これを検体（血液、ＤＮＡ）に添付して乙に交付するものとする。

２．甲は検体を、良好な状態で乙に交付するものとする。

３．甲は、遺伝カウンセリングをおこなった後、連結可能匿名化した上で乙に検体を交付するものとする。

第７条（受託者の義務）

　乙は、本検査の医療における重要性を認識し、その精度の向上に努め、誠実に検査を行い、甲に対して別に定める所定期限内に結果を報告する。

第８条 (指針の尊重)

甲は、本検査の委託に際し、被検者の自由意思による同意を文書により責任をもって得るものとする。

また甲は第２条に定める指針を尊重するものとする。

第９条（再検査）

　検査結果に疑義があるときは、乙は甲の指示に従い直ちに調査を行い、検体の保管期間内であるときは、必要に応じて再検査を行う。

第10条（検査の中止）

　甲は、検査終了以前に、依頼した検査の一部又は全部の中止を申し出ることができる。この場合、乙は直ちに検査を中止する。

第11条（委託料金）

1. 本業務の委託料金は、１件あたり別に定める検査項目にある金額とし、乙は、第6条に基づく依頼様式による検査完了後、甲に対し、当月の委託料総額について、月末締めとし翌月10日までに請求書を提出するものとする。甲は乙に請求書受領後翌月末日までに支払うものとする。

２．第10条に従って検査を中止した場合も、所定料金を支払うものとする。

第12条（免責事項）

１．甲及び乙は、別に定める検査項目に基づく本検査の実施において、検体の状態、又は検査の技術的限界、その他の合理的事情から、検査結果の恒久的な正確性又は客観性については何ら保証されているものではないことを確認する。将来、当該検体について別の検査方法による検査の実施等により、異なる結果が得られ、乙の実施した検査結果の「恒久的な正確性又は客観性」 に疑義が生じた場合にも、乙は検査費用の返還、損害賠償請求等その名目の如何を問わず、甲に対して何らの補償をおこなわない。

２．甲及び乙は、乙の責めに帰すべき事由により過誤が生じた場合を除き、検査結果の過誤について乙が何らの責めを負うものではないこと、甲乙間の委託料金の支払について何ら影響を与えるものではないことをいずれも確認する。乙の責めに帰すべき事由により過誤が生じた場合として、乙が甲に対して損害賠償の責めを負う場合であっても、その損害の範囲は、直接かつ現実に発生した通常損害に限られるものとし、逸失利益等の間接損害又は特別損害は含まれず、かつ損害賠償額は乙が甲から取得した当該検査の実施による委託料金の検査受託料金の2倍相当額をその上限とする。

第13条（検体の保管・処分）

1. 乙は、甲から受けた検体を、本契約に定める検査の目的にのみ使用する。
2. 乙は、甲から交付を受けた検体にて本検査を終えた後、別に定める期間、検体を保管する。
3. 乙は、前項の保管期間を経過した検体を、慎重かつ適正に処分する。但し、保管期間を経過した検体の一部は、個人情報が特定されない状態にした後、検査の精度の維持及び向上のための管理試料として用いることがある。

第14条（秘密保持）

　乙は、業務上知り得た内容に関して、一切の守秘義務を負うものとする。

第15条(契約期間)

　本契約の期間は、西暦２０２０年○○月○○日から西暦２０２１年３月３１日までとする。但し、期間満了の２週間前までに甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がなされないときは、本契約は１年間延長され、その後も同様とする。

第16条（個人情報の取扱い）

甲及び乙は、委託業務を遂行するうえで知り得た、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。以下、「個人情報」という。）を、委託業務の履行のために必要な範囲において取り扱い、個人情報の取り扱いに際して、「個人情報の保護に関する法律」及びその他適用ある法令に基づき、管理に必要な措置を講ずるものとし、事前に、相手方の書面による承諾を得ることなく委託業務の趣旨に反して利用し又は複写・複製・加工してはならない。

第17条（反社会的勢力等の排除）

　１．甲及び乙は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

　　　　一　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

　　　　二　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

　　　　三　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

　　　　四　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

　　　　五　役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

　　　　六　反社会的勢力をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用すること。

２．甲及び乙は、自ら若しくは自らの従業員、又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。

　　　　一　暴力的な要求行為

　　　　二　法的な責任を超えた不当な要求行為

　　　　三　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　　　　四　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

　　　　五　その他前各号に準ずる行為

３．甲及び乙は、相手方について前二項に違反する事実があると疑われる場合には、当該当事者に対し相当な期間を定めて当該事項に関する報告を求めることができる。報告の求めを受けた当事者が、相当期間内に報告書を提出しない場合には、当該当事者について前二項に違反する事実があるとみなすことができる。

４．甲及び乙は、第１項及び第２項に違反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力又は第１項各号若しくは第２項各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

５．甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除されたことを理由として相手方に対して、損害の賠償を請求することができない。

６．第４項による本契約の解除は、解除した当事者による損害賠償の請求を妨げない。

第18条(解除)

　甲乙いずれか一方に、この契約の不履行があったときは、他の一方は相手方に対し、相当の期間を定めた書面による催告の上、なお当該不履行が是正されない場合、本契約を解除することができる。

第19条 (協議)

　本契約条項の解釈に疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については、甲乙誠実に協議して解決するものとする。

本契約の証として本証2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印し、各1通を保有する。

西暦２０２０年○○月○○日

 甲 ○○○○

 乙 千葉県木更津市かずさ鎌足２－６－７

 公益財団法人かずさＤＮＡ研究所

 理事長　　　大石　道夫

別紙検査項目

※メールにてご連絡いただいた後、提示させていただきます。